



平成27年度  
**歳末たすけあい運動**に  
 ご協力をお願いいたします

～みんなで支え合う あったかい地域づくり～  
 12月1日～12月31日  
 福島県共同募金会三島町共同募金委員会

今年も12月1日から共同募金運動の一環として、歳末たすけあい運動が実施されます。皆様から寄せられた募金は、支援を必要としている方々や長期療養されている町民の方などへの見舞金として配分され更には、地域全体の福祉向上のための活動や住民参加による生活支援活動等に配分されます。

募金は、各地区の民生・児童委員さん(民生・児童委員さんが居住していない地区は区長さん)に戸別訪問していただく予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、募金は700円以上を目安額としておりますが、強制でないことを申し添えます。

平成26年度歳末たすけあい運動募金総額

**716,068円**

▽歳末たすけあい運動配分内訳▽

・要支援者への見舞金贈呈事業	58,000円
・桐寿苑への行事用助成事業	30,000円
・地域ふれあい配分事業(高齢者生活支援)	61,997円
・地域ふれあい配分事業(世代間交流)	143,878円
・配食サービス	750円
・障がい者社会復帰事業	19,659円
・地域福祉サービス事業費(27年度地域事業)	401,784円
	<b>716,068円</b>

共同募金の寄附金には、税制上の優遇措置があります

<個人からの寄附の場合>

寄附金のうち、2千円を超えた金額が所得税と住民税控除の対象となります。

[所得税]①所得控除、または②税額控除のどちらか一方が選択できます。

①所得控除

寄附者のその年分の課税となる所得から、該当する額が控除されます。  
 所得控除額＝寄附金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円

②税額控除

納付すべき所得税額から、該当する金額が控除されます。ただし、税額控除はその年分の所得税額の25%が限度になります。

税額控除額＝{寄附金額(年間所得40%を限度とする額)－2千円}×40%

[住民税]納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されます。

税額控除額＝{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)－2千円}×10%

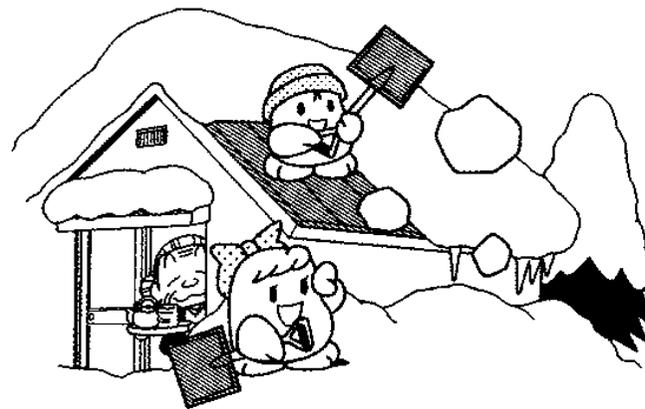
<法人からの寄附の場合>

株式会社などの法人の場合は、寄附される金額について「全額損金」扱いとなります。

～歳末たすけあい募金の使い道として～  
**『地域ふれあい配分事業』**の実施について

三島町社会福祉協議会では今年も「地域ふれあい配分事業」を実施します。この事業は、歳末たすけあい募金を地域の中で活用し、住み慣れた地域で冬期間も安心して暮らすことができるよう、要支援高齢者を対象とした除雪活動等の生活支援事業や、地域の高齢者と子供達との交流事業等に助成を行うものです。

- ◇実施期間 平成27年12月1日(火)～平成28年2月7日(日)
- ◇助成内容 機材賃借料、燃料費、材料費等
- ◇対象事業
  - ①生活支援活動・・・除雪など
  - ②障がい者との交流事業
  - ③高齢者と子供たちとの世代間交流事業 など
 ※行政等からの助成がある事業の場合は対象外とします。
- ◇助成限度額 1事業につき 総事業費の70%(上限25,000円)



みなさんのアイデアであったかい地域づくりをしてみませんか？

◆昨年度も様々なアイデアで「地域ふれあい配分事業」が行われました◆

- 大谷ボランティアすみれ会:「世代間交流食事会」
- 高清水・小山地区:「年忘れワナゲ大会」
- 大登ボランティアさつき会:「配食と豆まき」
- ボランティア桧原:「新そば会」
- 宮下分館・宮下婦人会・ボランティアひまわり:「子供と高齢者のつどい」
- 浅岐ボランティアさゆり会:「クリスマス会」
- 西方ボランティアいわくら:「配食サービス・友愛訪問」
- 間方地区:「間方地区ふれあいリフレッシュ事業」
- JA三島ふれあいグループ:「友愛訪問」

<問い合わせ先>

三島町社会福祉協議会  
 電話 52-3344